

○鶴ヶ島市特別支援教育就学奨励費支給要綱

令和5年3月29日告示第65号

(目的)

第1条 この告示は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、鶴ヶ島市立学校設置条例（昭和40年条例第22号）に基づく小学校及び中学校（以下「小・中学校」という）の特別支援学級等に就学する児童及び生徒の保護者（同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給に必要な事項を定め、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 奨励費の支給の対象者は、次に掲げる児童及び生徒の保護者であって、奨励費の支弁の区分（以下「支弁区分」という。）について決定を受けた者とする。

- (1) 小・中学校の特別支援学級（学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。）に就学する児童及び生徒
- (2) 小・中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童及び生徒

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒の保護者は、奨励費の支給の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は教育扶助を受けている児童及び生徒の保護者
- (2) 鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱（平成27年告示第283号）に基づく就学援助費の支給を受けている児童及び生徒の保護者

(支弁区分)

第3条 支給対象者となる保護者は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条に準じて、保護者等の属する世帯の収入額及び需要額に応じて、次のとおり区分する。

- (1) 支弁区分Ⅰ 収入額が需要額の1.5倍未満の場合
- (2) 支弁区分Ⅱ 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合

(3) 支弁区分Ⅲ 収入額が需要額の2.5倍以上の場合

(支給対象経費と奨励費の額)

第4条 支給対象経費は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年5月1日文部大臣裁定)に基づき、次のとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) 修学旅行費
- (4) 宿泊を伴わない校外活動費
- (5) 宿泊を伴う校外活動費
- (6) 学用品等購入費
- (7) 通学費

2 前項第1号から第6号までに掲げる奨励費は、前条第1号又は第2号に掲げる区分の者は、支給対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、前条第3号に掲げる区分の者は、支給しない。

3 第1項第7号に掲げる奨励費は、教育委員会が別に定める算定基準により算出された支給対象経費に基づき、前条第1号又は第2号に掲げる区分の者は、支給対象経費の全額とし、前条第3号に掲げる区分の者は、支給対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

(申請手続等)

第5条 奨励費の支給を受けようとする保護者は、次の書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書
 - (2) 保護者又は当該保護者と同一世帯に属する者の支弁区分判定に必要な証明書
- (支弁区分の決定)

第6条 市長は、前条の規定による書類が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支弁区分を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支弁区分の決定をしたときは、その旨を児童及び生徒が就学する学校の校長に通知するものとする。

(奨励費の支給)

第7条 市長は、前条第1項の支弁区分の決定に基づき、保護者に対して、奨励費を支給する。

(変更の届出)

第8条 保護者は、第5条の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(支弁区分の決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による支弁区分の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項又は2項の規定に該当しなくなったとき。

(2) 辞退をしたとき。

(3) 偽りその他不正な手段により奨励費の支給を受けたことが判明したとき。

2 市長は、支弁区分の決定を取り消したときは、校長に通知するものとする。

(奨励費の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により支弁区分の決定を取り消したときは、既に支給した奨励費については、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。